

高知県集落活動センター推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県集落活動センター推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 人口減少及び高齢化が進む本県において、集落機能の維持、地域活動の担い手確保等の課題を抱える集落が、集落同士の連携等により地域の課題及びニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを促進し、集落の維持・再生や活性化を図るために、市町村、高知県集落活動センター連絡協議会及び集落活動センター運営組織（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 整備事業

地域の課題解決に向けて取り組む集落活動センターの初期投資に係るハード又はソフト事業

(2) 人材導入活用事業

集落活動センターの実施に必要な人材（以下「人材」という。）を導入し、活用するための事業

(3) 継続・発展支援事業

集落活動センターの継続・発展を目的に、集落活動センター運営組織が取り組む新たな活動並びに事業継続及び拡充のための事業の実施に係るハード又はソフト事業

(4) 連携推進事業

高知県集落活動センター連絡協議会支援事業

高知県集落活動センター連絡協議会が実施する事業

(5) 再始動支援事業

新型コロナウイルス感染拡大により、活動が中断・停滞した集落活動センターの取組の再始動・再開を支援する事業

2 補助事業の実施基準は、別途定めるとおりとする。

3 補助対象とする事業期間は、原則として、単年度とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、前条第1項第4号及び第5号に掲げる事業を除き、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに、市町村にあっては別記第1号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあっては別記第10号様式、集落活動センター運営組織にあっては別記第15号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならないこと。
- (7) 間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないことを確認したうえで決定すること。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第1号から前号までの条件を付さなければならないこと。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ、市町村にあっては別記第2号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあっては別記第11号様式、集落活動センター運営組織にあっては別記第16号様式による事業変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助事業の完了年月日の延期
- (5) 補助金額の増額
- (6) 別表第1に掲げる事業区分ごとの補助金額の30パーセントを超える減額
- (7) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に知事に協議すること。）

(補助事業の実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、市町村にあっては別記第3号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあっては別記第12号様式、集落活動センター運営組織にあっては別記第17号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した場合は、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市町村が事業実施主体の場合
 - ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（補助事業分に限る。）
 - イ 支払関連書類
 - ウ 完了検査調書の写し

- エ 工事出来高設計書
- オ 完成写真（必要最小限の枚数で施行前と施行後とを対比することができるものであること。）
- カ 平面図（建物の整備等のハード事業に限り、建物整備の場合は、立面図も添付すること。）
- キ 広報紙等
- ク 成果物の写真
- ケ 人材の委嘱状の写し
- コ 人材の活動が分かる資料

(2) 前号以外の場合（次号を除く。）

- ア 市町村の補助金交付決定通知の写し
- イ 市町村の補助金検査調書の写し
- ウ 実施した補助事業の内容が分かる資料（完成写真、図面、活動状況が分かる資料、写真等）
- エ 工事出来高設計書（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超えるもの）

(3) 高知県集落活動センター連絡協議会（連携推進事業）及び集落活動センター運営組織（再始動支援事業）

- ア 支払関連書類
- イ 実施した補助事業の内容が分かる資料（活動状況が分かる資料、写真等）

3 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の実績報告書の提出の時期までに、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額）を市町村にあつては別記第 4 号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあつては別記第 13 号様式、集落活動センター運営組織にあつては別記第 18 号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(年度終了実績報告)

第 10 条 規則第 11 条第 1 項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第 5 号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の 4 月 10 日までに、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(繰越しの承認申請)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付の決定があつた年度内に事業を完了しなければならない。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に定める事業について繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第 6 号様式による補助金繰越承認申請書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(概算払)

第 12 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、市町村にあつては別記第 7 号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあつては別記第 14 号様式、集落活動センター運営組織にあつては別記第 19 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第 13 条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(財産の処分の制限等)

- 第 14 条 事業実施主体は、補助事業により取得した、規則第 19 条第 1 項に規定される財産のうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械、器具等(次項において「施設財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
 - 3 事業実施主体は、施設財産等について、別記第 8 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 4 補助事業者は、当該年度に施設財産等があるときは、第 9 条の補助金実績報告書に別記第 9 号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね 5 年間、補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、別途定める様式により、市町村に報告を求めることができるものとする。

(グリーン購入)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

- 第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成 2 年高知県条例第 1 号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 9 条第 4 項、第 14 条第 1 項から第 3 項まで及び第 15 条から第 17 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 28 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 19 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 19 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 23 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条第 1 項、第 10 条及び第 11 条の規定は、同年 3 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、同年 3 月 23 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 26 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 5 号、第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 22 日から適用する。

別表第1（第4条、第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
(1) 整備事業	ア ハード事業	市町村	市町村、集落、地域団体又はNPO法人等	市町村事業費の2分の1以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源（地方債を除く。）が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1以内とする。	1箇所当たり 3,000万円 ※ただし、補助対象期間3年度内で、補助金の合計金額が3,000万円を超えないものとする。
	イ ソフト事業				
(2) 人材導入活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・集落活動センターの立ち上げ準備及び集落活動センターの活動に従事する者の人件費及び活動費 <p>（市町村の非常勤職員等として委嘱され、原則として総務省の「地域おこし協力隊」又は「集落支援員」制度のいずれかの要件に合致する者）</p>				<p>1人当たり 140万円／年</p> <p>※ただし、従事者の報償費等が280万円を超える場合、超過部分の2分の1以内を追加補助し、補助限度額を1人当たり165万円／年とする。</p>

事業区分	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
(3) 継続・発展支援事業	<p>集落活動センター（運営組織又は運営組織の構成団体）が新たに取り組む活動や既存の活動を拡充する場合に必要なハード又はソフト事業</p> <p>ア チャレンジ枠 ＜ソフト事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試作品づくりや成分検査、調査販売、視察、サービスの試行、イベント開催等に必要な経費 	市町村	市町村又は集落活動センター運営組織	<p>市町村事業費の2分の1以内</p> <p>※ただし国庫補助事業等による特定財源（地方債を除く。）が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1以内とする。</p>	<p>ア 1センター当たり 25万円／年</p> <p>イ 1センター当たり 通算1,000万円</p> <p>※ただし、集落活動センターの構成集落以外の複数集落と新たに連携し、それぞれの人材・資源を活用して、集落活動センターの継続・発展に取り組む場合は、イに1,000万円を加算することができるものとする（連携推進加算）。</p>
	<p>イ 本格実施枠</p> <p>イ 本格実施枠 ＜ハード事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な施設の整備や改修 ・機械設備、車両、機器、備品の購入等 <p>＜ソフト事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に付随する人件費、消耗品費等ハード事業の実施に関連するソフト事業 				

事業区分	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
(4) 連携推進事業 高知県集落活動センター連絡協議会 支援事業	高知県集落活動センター連絡協議会 が実施するセンター間の相互交 流、人材育成、情報発信、大学と の連携等に要する経費 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 報償費、旅費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料その他知事が 必要があると認めたもの </div>	高知県集落 活動センタ ー連絡協議 会	左欄のとおり	定額	270 万円／年
(5) 再始動支援事業	新型コロナウイルス感染拡大によ り影響を受けた活動の再始動・再 開に必要な経費（広告宣伝費、 イベント等運営費用、必要な資機 材導入費用等）	集落活動セ ンター運営 組織	左欄のとおり	定額	1 センター当たり 25 万円

別表第2（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。